寄付金申込書

令和　　年　　月　　日

学校法人　上田煌桜学園
さくら国際高等学校　理事長 荒井 祐二 殿

<table>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏名または代表者名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>企業・法人名
（個人の方は記入不要）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所（所在地）</td><td colspan="4">〒</td></tr>
<tr><td rowspan="3">御連絡先
※電話番号は必ず
ご記入ください。</td><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>FAX 番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>E-mail(任意)</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">寄附金受領証明書
※この寄付金は税制上の
優遇措置が受けられます。</td><td rowspan="2">□必要</td><td>□個人用</td><td rowspan="3">寄附金受領
証明書宛名</td><td rowspan="3">※上の御名前・御住所と異なる場合に
ご記入ください。</td></tr>
<tr><td>□企業・法人用</td></tr>
<tr><td colspan="2">□不要</td></tr>
</table>

私は、「学校法人上田煌桜学園 寄付金募集」の趣意に賛同し、次のとおり寄付を申し込みます。

寄附金額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円　（個人１口５千円・企業１口１万円）

1 希望する納付方法（いずれかにチェックをしてください）

□ ①　郵便局　　ゆうちょ銀行の「払込取扱票」を送付します。（現金でのお振込みには、110 円の加算料金が発生します。ゆうちょ口座からのお振込みには加算料金は発生しません。）

□ ②　銀　行　　八十二銀行へ振込（手数料をご負担いただきます。）
振込口座：八十二銀行　塩田支店　普通 322332
振込名義：学校法人　上田煌桜学園【ガク）ウエダコウオウガクエン】

□ ③　その他　　直接学校にお持ちいただく、など

2 寄付の目的　※寄付の目的に指定がある場合のみご記入ください。

□ ①　ICT 教育推進のための校内ネットワーク環境及び情報機器の整備
□ ②　キャンパス・学習センターの生徒募集に関する広報活動の支援
□ ③　体育館の耐震改修工事、スクールバスの環境整備
□ ④　その他（　　）
※その他の場合は、具体的な寄付の目的をご記入ください。
※指定がない場合、①、②に優先的に寄付を充てさせていただきたく存じます。

〈申込書送付先・お問い合わせ先〉
学校法人上田煌桜学園　さくら国際高等学校　法人本部事務局
〒386-1433　長野県上田市手塚 1065
TEL　0268-39-7707　FAX　0268-38-8718
担当：齋藤 和佳（斉藤 彰子、藤澤 仁美）

寄付金に対する税制上の優遇措置について

学校法人上田煌桜学園は、長野県より「特定公益増進法人の証明書」の交付を受けております。そのため、ご寄付いただいた際には、以下の基準により税制上の優遇措置を受けることができます。

個人でのご寄付

学校法人上田煌桜学園は、「税額控除の証明書」および「特定公益増進法人の証明書」の交付を受けているため、「税額控除」もしくは「所得控除」のいずれかの制度を選び、確定申告を行っていただくことで、所得税の控除を受けることが可能です。控除できる金額は寄付者の所得額や寄付金額によって異なるため、ご自身でより有利な方を選択してください。

■税額控除

寄付者の所得税率にかかわらず、所得税額から直接寄付金額の約４割が控除されます。

（寄付金額－２千円）×　40%　＝　寄付金控除額

ただし、控除対象となる金額は、所得税額の 25%が上限となります。

■所得控除

寄付者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、控除額が決定されます。

（寄付金額－２千円）×　税率　＝　寄付金控除額

ただし、控除対象となる金額は、その年の年間総所得額等の 40%が上限となります。

＊住民税の控除（長野県にお住まいの方）

学校法人上田煌桜学園は長野県の条例指定寄附金対象法人となっているため、ご寄付いただいた年の翌年１月１日現在において長野県内に住所を有する方は、住民税控除の対象となります。長野県内各市町村における条例指定状況は長野県のホームページにてご確認ください。

企業・法人でのご寄付

企業・法人からのご寄付は、当該事業年度の損金に算入することができます。損金算入にあたっては、寄付金の全額を損金に算入できる「受配者指定寄付金制度」と、寄付金を一定の限度額まで損金に算入できる「特定公益増進法人制度」があります。

「受配者指定寄付金制度」とは、日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度で、寄付金の全額が当該事業年度の損金に算入することができます。この手続きは、本法人が行い、寄付金受領書は本法人を経由して寄付していただいた企業・法人様にお送りします。

「特定公益増進法人制度」とは、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入することができます。

本法人では、ご寄付してくださった企業・法人様が税制の優遇を最大限受けられますように「受配者指定寄付金制度」のご利用を薦めております。寄付金の入金が確認でき次第、「受配者指定寄付金制度」のご案内文書を送付いたしますので、お手続きをお願いいたします。なお、寄付金の受領日は日本私立学校振興・共済事業団が寄付金を受領した日付となります。決算期間近にご寄付いただく際はご注意ください。